

プロバイダ責任制限法

(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号))

背景

インターネット上に他人の権利を侵害する情報が流通した場合、プロバイダ等は、以下のように**権利を侵害されたとする者又は発信者から法的責任を問われるおそれ**がある。

- ① 他人の権利を侵害する情報を放置 → 権利を侵害されたとする者から損害賠償請求を受ける可能性
- ② 実際は権利を侵害していない情報を削除 → 発信者から損害賠償請求を受ける可能性

➡ プロバイダ等において「**被害者救済**」と発信者の「**表現の自由**」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、削除等が行えるようにするための法制度を整備するもの。

プロバイダ責任制限法

プロバイダ等の免責要件の明確化(法第3条)

発信者情報開示請求(法第5条、第6条)



削除の申出



「ヤフ医者」
「セクハラ社長」

情報の書き込み

被害者に対する責任

発信者に対する責任

第3条第1項

- ① 権利が侵害されているのを知っていたとき
又は
- ② これを知りえたと認めるに足る相当の理由があるとき
以外は免責

削除せず

削除

プロバイダ等
による対応

第3条第2項

- ① 権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由があるとき
又は
- ② 発信者に削除に同意するか照会したが7日以内に反論がない
場合には免責

開示請求(第5条第1項)

- ① 権利侵害が明らかであり、かつ
- ② 開示をうけるべき正当な理由がある場合

被害者
(侵害されたとする者)



電子掲示板等の管理者
(プロバイダ)



発信者の意思の
確認(原則)(第6条第1項)

「ヤフ医者」
「セクハラ社長」

発信者



裁判所に訴えを提起して
プロバイダ等に開示を求
めることも可能